

目次

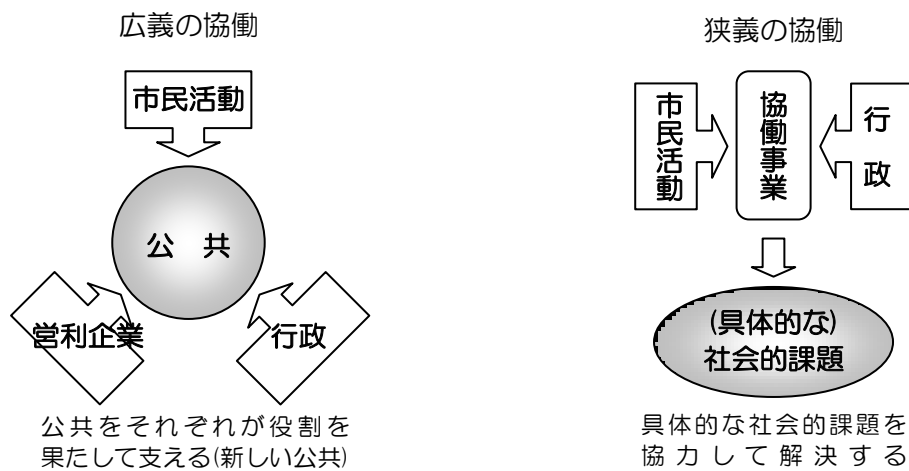
目次	1
第1節 「新しい公共」とこれからの協働～「誰がやればうまくいくか」	2
第1章 役割と期待	3
第1節 市民に求められること	3
第2節 市に求められること	6
第2章 目指す姿と指標	8
第1節 策定までの経緯	8
第2節 目指す姿「市民自治によるまちづくり」	8
第3節 市民活動促進指標	9
第3章 市民活動促進の基本的な考え方	10
第1節 現状と課題	10
第2節 基本原則	15
第3節 施策の方向	16
第4章 施策の体系	17
第1節 施策体系のイメージ図	17
第2節 市民活動への参画の促進	18
第3節 市民活動の自立を支える環境づくり	19
第4節 協働事業の促進	21
資料	23
1. 策定体制	24
2. 静岡市市民活動促進協議会	25
3. 静岡市の市民活動関連施策の経緯	26
4. 自治基本条例の中での位置づけ～市民活動と市民参画の違い	27
5. 条例、統計資料等	28
6. 用語の定義	30

序章

第1節「新しい公共」とこれからの協働～「誰がやればうまくいくか」

「公共的サービスは行政が提供すべきである」と考えられてきました。しかし、激しく変化する社会の中で、多様化・複雑化したニーズや環境問題など次々と新たに生じる課題に対して、従来の行政の仕組みや方法では適切な対応は難しく、また、それを支えるだけの豊富な財源の確保は難しくなっています。

このような状況の下で自治基本条例の目的に定めた「市民自治によるまちづくり」を実現するためには、公共に関する既成概念を捨て、多面的なニーズに対して市民と営利企業、行政が協働し、それぞれの特性に応じて「誰がやればうまくいくか」という考えに立って、すべての主体がその役割に応じて社会への貢献を果たす「新しい公共」という概念を共有することが必要です。そして、そのような考え方に基づく適切な役割分担が「協働」です。



第1章 役割と期待

第1節 市民に求められること

市民活動は、市民が各自の関心や問題意識に基づいてテーマや活動領域を選び、それを自らに課した社会的使命として、主体的、自立的に取り組むところに最大の意義があります。また、そうであるからこそ、営利企業や行政が取り組みにくい社会的課題に挑戦し、その過程でさまざまな人と人との交流が生まれ、人間的な成長の機会を創ることが可能となります。

しかし、そのような主体性や自立性が自己中心又は自己満足に変わったとき、あるいは、社会的使命よりも経済的な動機の方が大きくなってしまふときは、市民活動の理念から離れていってしまうこととなります。従って、自らが取り組む活動が社会的に必要とされているかどうか、真に取り組むべき課題を見過ごしていないかどうかを常に検証する必要があります。

また、市民活動を自らは行わない市民には、「たかがボランティア」、「ボランティアは自分勝手・偽善・自己満足」、「NPOはボランティアだから無償が当然」などという誤った考えや理解を正し、社会全体で市民活動を支えるための意識改革が求められます。

そのために、条例第3条に掲げる「市民活動の理念」を市民活動に携わる市民だけでなく、すべての市民が共有すべきものと位置づけます。

静岡市市民活動の促進に関する条例

(市民活動の基本理念)

第3条 市民活動の基本理念は、次に定めるとおりとする。

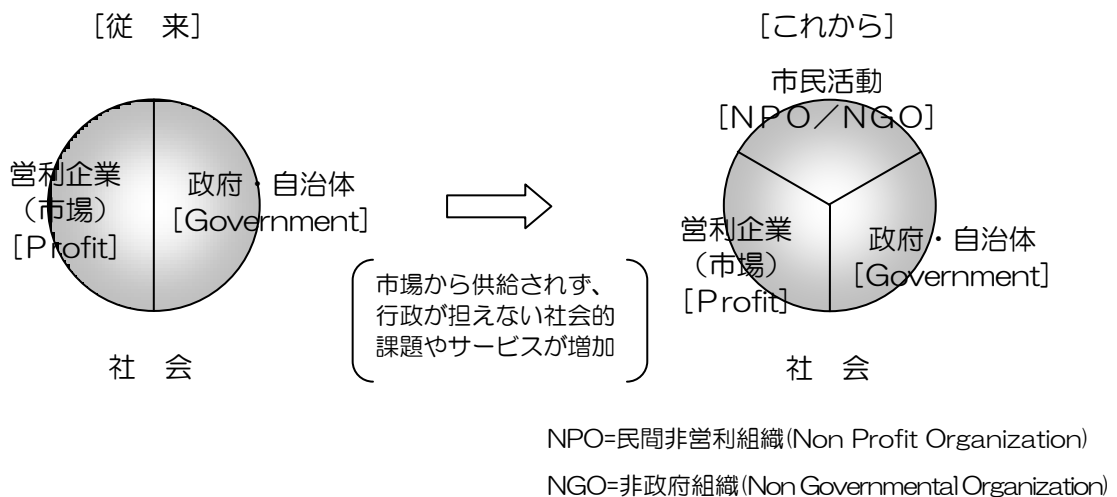
- (1)市民活動は、国及び地方公共団体の活動又は営利を目的とした活動によっては解決できない社会的課題を解決する役割を果たすものとする。
- (2)市民活動は、市民が対話を通じて、相互に価値観を尊重し行うものとする。
- (3)市民活動は、人種、信条、性別、年齢及び社会的・身体的状況等が多様な市民の参画によって、自ら意見を述べる意思又は機会のない者が抱える問題を取り上げ、見過ごされやすい社会的課題の解決に貢献するものとする。
- (4)市民活動は、参画した個人自身に精神的充実及び人間的成長をもたらすものとする。

(1) 行政と営利目的の活動では解決できない社会的課題に取り組む

公共的な課題を解決するのが行政(国及び地方公共団体)の役割ですが、行政は、すべての市民に公平で一貫性のあるサービスを提供しなければならないため、個々の事情に合わせた対応や、急激な変化に対して弾力的に対応を変えるとといったことが困難となりがちです。

一方、少なくとも採算性があり、多少なりとも利益が見込めるサービスについては、営利企業がサービス提供を担う可能性があります(市場原理)。しかし、福祉分野など受益者が十分な負担力を持たないような場合、あるいは、まちづくりや自然環境のように特定の人ではなく広く市民が負担しなければならないような場合などは、その担い手が必要な財源や資源をサービスの対価などの形で市場を通じて得ることが困難なため、営利を目的とした活動がそのような社会的課題の解決を担うことはありません。

市民活動は、主として、このような行政の論理、市場原理では対応されないような領域を担っています。



(2) 市民が対話を通じて、相互に価値観を尊重し行う

市民活動は、市民すべてを画一的に扱うのではなく、顔の見える一人ひとりを大事にするとともに、社会から疎外される人を生み出すことなく、社会全体として市民の間に何らかの好ましい関わりをつくることを目指しています。

そのためには、個々が自分が尊重されるためだけに個人の尊厳を唱えるのではなく、対話を通じて相手を理解し、互いの価値観を尊重しあうことが大切です。

(3) 見過ごされやすい社会的課題の解決に貢献する

現代の社会制度は、個人が自らの意思を持ち権利を主張することを前提に成り立っていますが、現実には様々な理由から自ら意見を述べる機会がないだけでなく意見を述べる意思を持つことを自覚しないままにいる人も大勢います。市民活動には、人種、信条、性別、年齢、社会的・身体的状況などが多様な市民が参画することによって、見過ごされやすい社会的課題を解決する役割があります。

(4) 参画した個人自身に精神的充実及び人間的成長をもたらす

市民活動は、社会的な課題の解決を目的とする活動ですから、その目的を達成できたかどうか活動の成果になります。

しかし、市民活動が生み出す価値は、それだけではありません。市民活動は、市民が受身にならずに主体的に担うことで、それぞれ精神的充実や人間的成長をもたらすところにも意義を認めるものです。

第2節 市に求められること

市民活動と市の関わりには、具体的な個別の社会的課題を解決する事業に連携、協力して取り組む協働事業のような直接的な場合と、市との直接的な協力関係はないが、公共施設の使用や各種の規制などを通じて取り組む間接的な場合があります。

前者の協働事業は、相互の協力関係の良し悪しが事業の成否につながりやすいため、相互理解や事業目的、使命感の共有が不可欠です。

後者の場合には、市民活動に対する理解の有無に関係ありませんが、多くの市職員が関わることになります。市民活動の内容を表面的にしか理解せず、形式的対応や誤解を伴う対応などによって、活動が阻害されたり、活動の質が低下することがないようにしなければなりません。

いずれにしても、市民活動を促進する制度やルールの整備・活用と、市職員一人ひとりに対して市民活動に関する啓発を着実に進めることが必要です。特に市職員の啓発については、市民活動の多様性などから、机上の学習ではなく、事例紹介や見学・体験、自主的な活動の奨励など現場を重視した方策が不可欠です。

(1) 100%主義から納得主義へ(情報公開と市民参画の保証)

従来、広く多くの市民に共通し明確になっている市民ニーズや欲求に対し、財源に応じて、行政がサービスを全体均一的(100%)に供給することが求められていました(100%主義)。そして、それなりに対応することが可能でした。

しかし、市民ニーズの多様化・複雑化が進んでくると、公平性が求められる行政のできることに限界を生じてきます。また、財政的にも制約が大きくなってきましたので、これからは、投入した資源(財源や人材など)の質と量、仕事の方法や効率、最終的に供給されたサービスを総合的にみたと、市民が「これならいいだろう」と納得できるような仕事をするのが大切です(納得主義)。

(2) 供給役から調整役へ

行政が常に公共的サービスを直接供給する役割を担うという考え方に縛られていては、「行政がやるか、やらないかがすべて」という構造から抜け出すことはできません。高い品質で必要な量の公共的サービスが社会に供給されるために、市には、従来の行政サービスの供給役に加えて、市民活動や企業など他の供給役を調整する役割が求められており、今後、その重要性がますます増していきます。

(3) 事前確定的な行政から、変化を前提とした行政へ

市民活動や協働事業では、様々な考え方や能力を持つ人々が企画段階から評価までの一連のプロセス(過程)に参画し、社会の変化に応じて、事業やサービスをよりよいものにしていく努力を続けていくことが求められています。

従って、市は、「ある施設をつくれば、あるいは、あるサービスを提供すれば、市民生活がこれだけ向上するということが事前に予測でき、かつ、その予測が常に正しい」という考え方を捨てなければなりません。事前、事中、事後の各段階にわたって、常に「今の方法が最善か」を問い続け、その結果を受けて変化し続けることが大切です。

第2章 目指す姿と指標

第1節 策定までの経緯

旧静岡市と旧清水市が合併する前年の平成14年に、市民活動基本指針を策定に向け検討するため、静岡市市民活動懇話会を両市が共同して設置しました。この懇話会は、学識経験者及び市民活動に携わる市民で構成し、1年間の協議を重ね、平成15年5月に『市民活動基本指針策定に向けた提言～キックオフ！静岡 市民都市宣言』を提言しました。

市は、この提言を踏まえ、新たに設置した静岡市市民活動推進協議会の意見を聞きつつ、平成16年3月に『市民都市実現に向けて 市民活動と行政の協働のための基本指針』を策定しました。

引き続き、平成17年3月に『職員のためのNPOと行政の協働事業推進マニュアル』の策定、平成17年7月に『市民活動協働市場』の設置、平成18年10月に『静岡市清水市民活動センター』の整備など、様々な市民活動促進施策に取り組んできました。また、平成17年4月には静岡県から『特定非営利活動法人認証事務』の権限委譲を受け、全国で初めて認証事務を行う市となりました。

一方、平成17年4月には、市民自治のまちづくりを進める基本的な条例である『静岡市自治基本条例』を、平成19年4月には静岡市自治基本条例の趣旨を実現するため、市民活動の理念や促進の基本原則などを定めた『静岡市市民活動の促進に関する条例』（以下「市民活動条例」という。）を施行しました。

そこで、市民活動条例第8条に基づき、市民活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画として、平成20年4月に平成23年度までを計画期間とする第1次計画を策定しました。

本計画は、この第1次計画の終了に伴い策定するもので、平成24年度から平成26年度までを計画期間とするものです。

なお、この計画の策定にあたり、市民活動条例第9条に規定する静岡市市民活動推進協議会に計画の骨子について諮問し、答申を受けました。

第2節 目指す姿「市民自治によるまちづくり」

私たち静岡市民は、このまちの豊かな自然環境や歴史的・文化的な遺産を守り、性・年齢・人種などを問わず、一人一人が人格を尊重され社会の一員として認められる、誰もが心豊かに安心して暮らすことができるまちの実現を願います。

そのために、市民が協働を通じて、よりよいまちづくりに主体的、積極的に参画する「市民都市・静岡市」の実現を目指します。

第3節 市民活動促進指標

目標年度は平成 26 年度とし、市民活動条例第 10 条の規定に基づき市民活動促進協議会の意見を聞き進行管理を行います。

※すべての指標は年度末

指標 1：市民活動センター利用登録団体数

地域の課題に取り組む市民活動団体を増やし、市民活動への市民の参画を進めます。

556 団体(H22) ⇒ 750 団体(H26)

指標 2：有給・常勤スタッフ 1 人以上の市民活動団体数

安定した組織をもった市民活動団体を増やし、市民と市の協働の基礎づくりを進めます。

94 団体(H22) ⇒ 140 団体(H26)

指標 3：協働事業数

市民活動団体と市が、それぞれ自らの果たすべき役割及び責務を自覚して、自主性を相互に尊重しながら、協力し合い、又は補完し合って行う協働事業を増やします。

152 事業(H21) ⇒ 165 事業(H26)

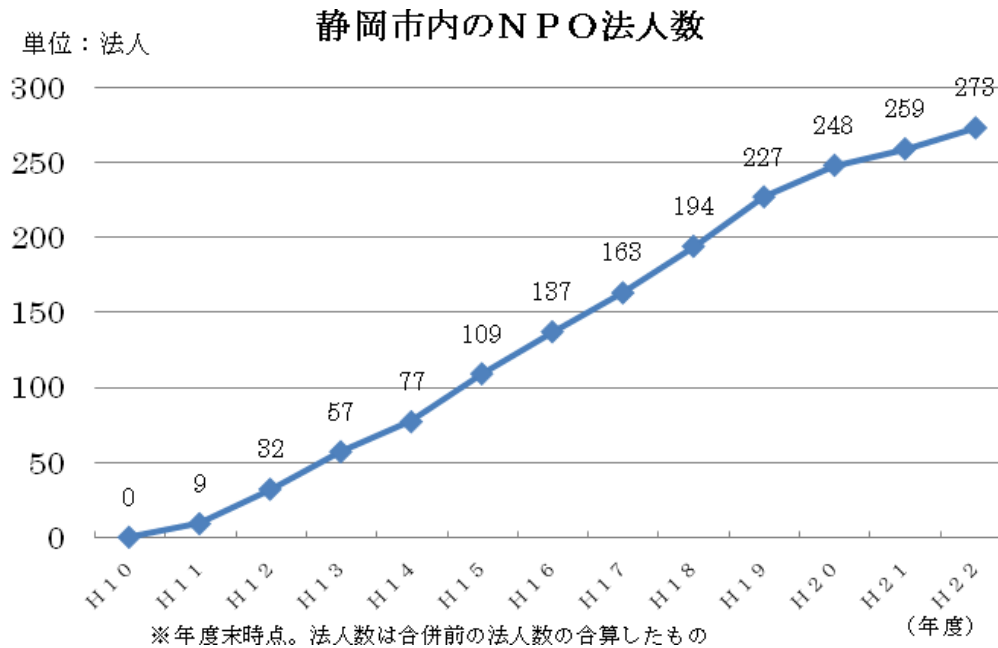
※継続的に実施している協働事業数

第3章 市民活動促進の基本的な考え方

第1節 現状と課題

平成23年3月11日発生した東日本大震災では、被災地域の復旧復興のために、市民活動団体やボランティアが活躍しました。また、市内のNPO法人数は、平成15年度末に109団体でしたが、平成22年度末には273団体に増加し、各分野において様々な活動が活発に行われています。さらには、平成23年6月に特定非営利活動促進法が大きく改正され、市民活動団体にとって活動しやすい環境が整いつつあります。

しかし、まだまだ働く世代を中心に、市民活動への参加がしにくい状況にあり、また、市民活動団体の多くは、慢性的な人材不足や資金不足である状況に変わりありません。そのため、市民活動を取り巻く環境は依然厳しい状況になっています。



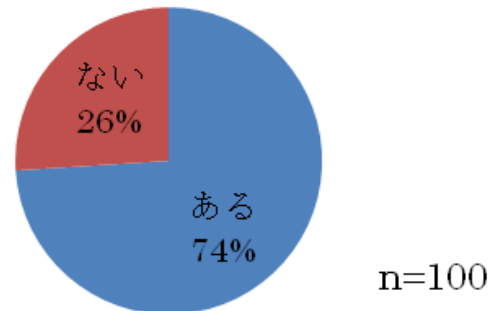
課題1：市民に伝わる市民活動情報を発信する

対価を求めず個人で取り組むボランティア活動と地域の課題解決に組織で取り組むNPO活動などにより、市民活動という言葉は多くの市民に知られるようになってきました。

反面、活動に対価を求めない無償のボランティア活動と、サービスの提供に受益者負担を求める非営利のNPO活動を混同し、NPO活動も無償でよいと考えている市民もいるようです。

市民活動団体と市それぞれが、市民にとって伝わりやすい形で、市民活動情報を発信することで、市民がお互いに協力し、地域の課題を主体的に解決するという市民としての役割の理解と、市民活動に対する理解が深まります。

市民の市民活動への参加意欲の割合



市政アンケートモニター調査（平成28年8月）

課題2：市民活動団体の信用を獲得する

これまでの様々な市民活動団体による活動や成果により、地域のために活動する市民活動は、多くの市民に認知されてきています。また、市民の市民活動への意識が高まると同時に数多くの市民活動団体が設立されています。

しかし、活動への理解が得られなかったり、人材や資金の不足など様々な問題のため、活動が活発に行われていない団体も見受けられます。また、市民には、地域の問題解決を任すことのできる、信用できる団体か否かを見極める方法がわかりにくく、その結果、市民活動団体全体の信用が低下しています。

市民活動は、複雑化、多様化する市民ニーズに応える必要不可欠なものとなっていますが、市民から信頼されなければ、その活動が継続できないばかりか、存在意義まで問われてしまうかもしれません。このため、市民の信用を獲得していくことや、市民が市民活動団体を見分けられる仕組みづくりについて検討し、市民自ら取り組むまちづくりにつなげる必要があります。

課題3:組織力を強化する

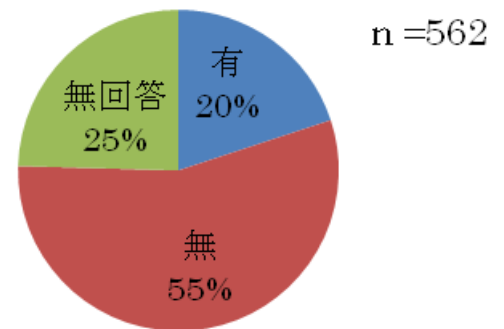
市民活動団体が、効果的・効率的な活動を行うためには、しっかりとした組織が必要です。

しかし、市民活動団体には専門的な知識を持つスタッフや活動資金は少なく、税理士などの専門家に依頼する資金的余裕や、組織マネジメントを学ぶ機会も多くありません。また、役員や会員、有給スタッフ、ボランティアスタッフなどの人材全てにおいて、不足しがちな市民活動団体が多くあります。

そのため、世代交代が進まずに組織の活動が沈滞化してしまうことがあります。

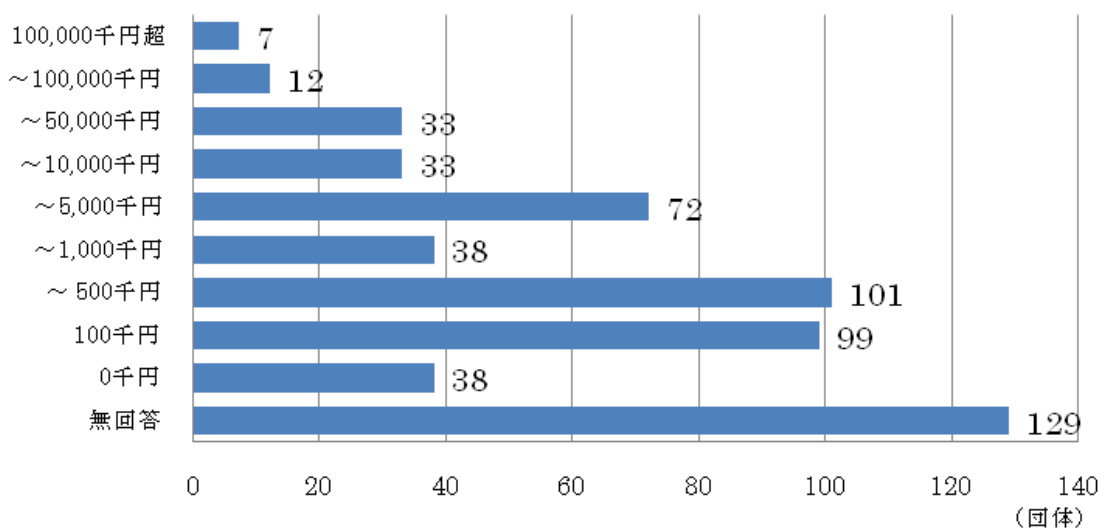
組織のリーダーシップや経営のための知識の習得、専門的知識を持つスタッフやボランティアの養成、資金不足を解消する仕組みづくりを進めること、また、市民活動団体の活動の規模を大きくし、活動を継続させるための新たな人材を確保していくことで、団体の組織力が強まります。

市民活動団体の 常勤・有給職員の有無の割合



静岡市内の市民活動団体実態調査（平成23年4月）

年間支出額別市民活動団体数



課題4: 団体内で社会的使命を共有する

市民活動団体は、それぞれの社会的使命をもって活動しています。しかし、その社会的使命を、所属する役員、会員など団体内で共有されていないところも見受けられます。また、市民活動に参加する市民が、その社会的使命に取り組む理由を理解し、活動を楽しめなければ止めてしまうかもしれません。

団体内において、団体の社会的使命を共有することで、メンバーは生き生きと楽しみながら活動に取り組むことができます。

課題5: 新たな社会的使命を開拓する

市民活動団体に取り組む社会的使命は、短期間で解決するものは少なく、長期間の取り組みになるものが多くあります。しかし、同じ活動を続けていると、活動することが目的となってしまう惰性的になり、活動の質が低下してしまうこともあります。

新たな社会的使命を開拓していくことは、活動の発展的な継続につながります。

課題6: 市民活動団体同士や、地縁組織・企業・行政などの多様な主体と連携する

異なる市民活動団体が、共通の課題やテーマに取り組むことはありますが、同じ課題に取り組む団体相互の情報交換が行われず、交流やネットワーク化、連携まで進まなくなっています。

市民活動団体や企業、自治会・町内会などの地縁組織、行政など異なる組織風土を持つ団体と、交流や連携、協働することは、事業の実施に、効果的、効率的な場合もあります。

市民活動団体が多様な団体と連携し、協働する関係を築くことで円滑な事業実施が可能になります。

課題7: 情報交換、交流の場を広げる

市民活動団体が、市民や市民活動団体、企業、地縁組織、教育機関、行政などの多様な団体と情報交換、交流をしたくても、気軽に話せる場や機会があまりありませんでした。

新しいインターネットツールや、市民活動に取り組む団体が拠点とする市民活動センターを活用することで、情報交換や交流の垣根が低くなります。

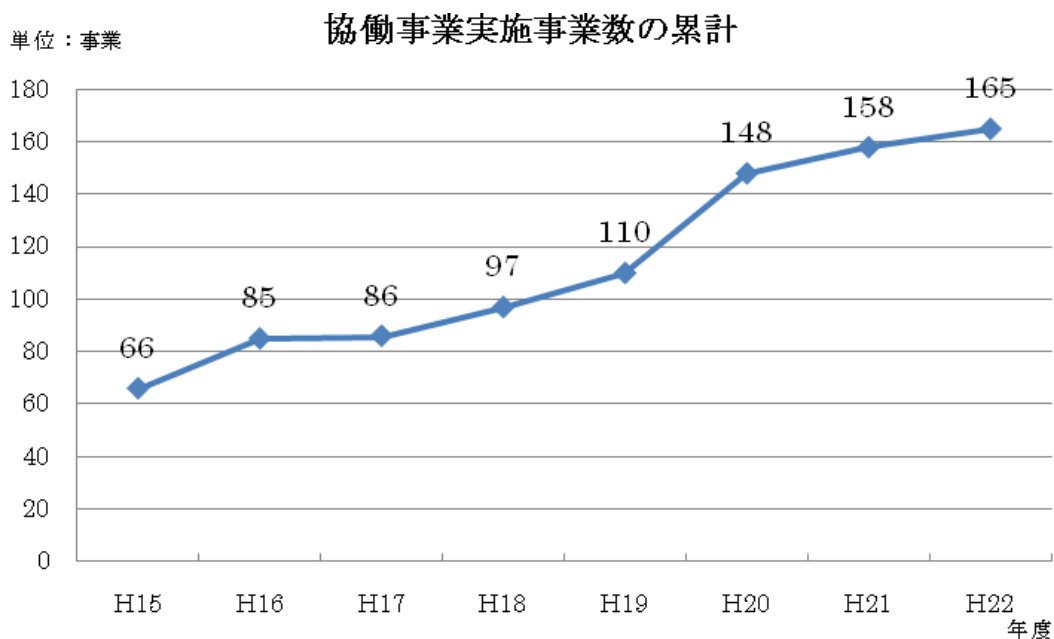
課題8:よりよい成果を得るための協働事業を実施する

市民活動団体も市も、共に地域社会における様々な問題解決を使命のひとつにしています。

その問題解決に向け、それぞれが単独で取り組むよりも、相互に特長をいかす協働事業を実施することで、より効果的・効率的に成果を上げることが可能になりますが、市民活動団体には、複雑化、多様化した課題に対応する活動ができて、市と協働するノウハウを持っていないため、事業として実施できないこともあります。また、市民活動団体と市が理解不足のまま事業を実施してしまい、望む結果が得られないこともあります。

協働事業は市民活動団体と市が相互に理解し、協働するという意識を組織に浸透させなければ、うまくいくことはありません。

事業実施前はもちろん、事業実施中も市民活動団体と市が相談や要望に対し、互いに柔軟に対応することで、協働事業が成功し、市民自治によるまちづくりにつながります。



平成22年度市民活動団体等との協働事業の状況報告書

※協働事業として実施している継続事業及び完了した事業の累計

第2節 基本原則

市民活動の促進にあたっては、市民と市が共有し守らなければならない基本的なルールを定める必要があります。

そこで、市民活動条例第4条に掲げる「自主性、先駆性及び創造性の尊重」、「対等な関係の尊重」、「相互理解の推進」及び「情報の公開及び共有」の4つの基本原則を基本的なルールとして位置づけ、この基本原則を遵守し市民活動を促進します。

静岡市市民活動の促進に関する条例

(市民活動の促進に関する基本原則)

第4条 市民活動の促進の基本原則は、次に定めるとおりとする。

- (1) 市民活動を行う市民の自主性、先駆性及び創造性を尊重するものであること。
- (2) 市民相互及び市民と市の対等な関係を尊重するものであること。
- (3) 市民相互及び市民と市の間の理解を深めるものであること。
- (4) 市民活動に関する情報を公開し、及び共有するものであること。

第3節 施策の方向

「市民自治によるまちづくり」を実現するための各種施策に共通する視点を「施策の方向」とし、施策が全体として効果を挙げることができるように取り組みます。

(1) 市民活動の理念の共有化の推進

格差の拡大や少子高齢化、地球温暖化の進行などの社会的な課題が深刻化する中、市民活動に寄せられる期待は、ますます大きくなっています。

このような課題の多くは、広く市民が高い意識を持ち、行動することによって解決に向かうことができます。市民活動は、専ら経済的な動機によらず、市民一人ひとりの関心や問題意識に基づいて主体的、自立的に取り組む活動であることから、このような課題の解決への貢献が期待されます。

そのため、真に社会的な課題の発掘とその解決に資する市民活動の促進のため、市民活動に直接関わっているか否かに関わらず、広く市民が市民活動の理念を共有することを目指します。

(2) 市民活動を担う市民の実行力と組織力の向上

市民活動を担っている市民は、関心や問題意識を共有する市民と協力し合い、自主的・自立的に社会的な課題の解決に取り組み成果を挙げています。

しかし一方で、市民の認知度、理解度の低さや市民活動団体の組織力、経営力、資金力の不足など、市民活動は多くの課題を抱えているのも事実です。

そのため、一方的な支援によって市民の自発性、自立性を損なうことのないよう配慮しつつ、市民活動を担う市民の実行力と組織力を高めることを目指します。

(3) 相互理解と連携、協力の推進

一つ一つの市民活動団体の力は必ずしも人的にも物的にも十分でないため、特定分野の活動を行うテーマ型団体だけでなく地縁団体、企業、学校等の連携、協力が重要になっています。

市民活動団体と様々な考え方や組織風土を持つ他の団体や機関等の相互理解とコミュニケーション、ネットワーク化を進めるとともに、効果的な連携、協力をコーディネートするなどの役割を担う人材や団体の育成を目指します。

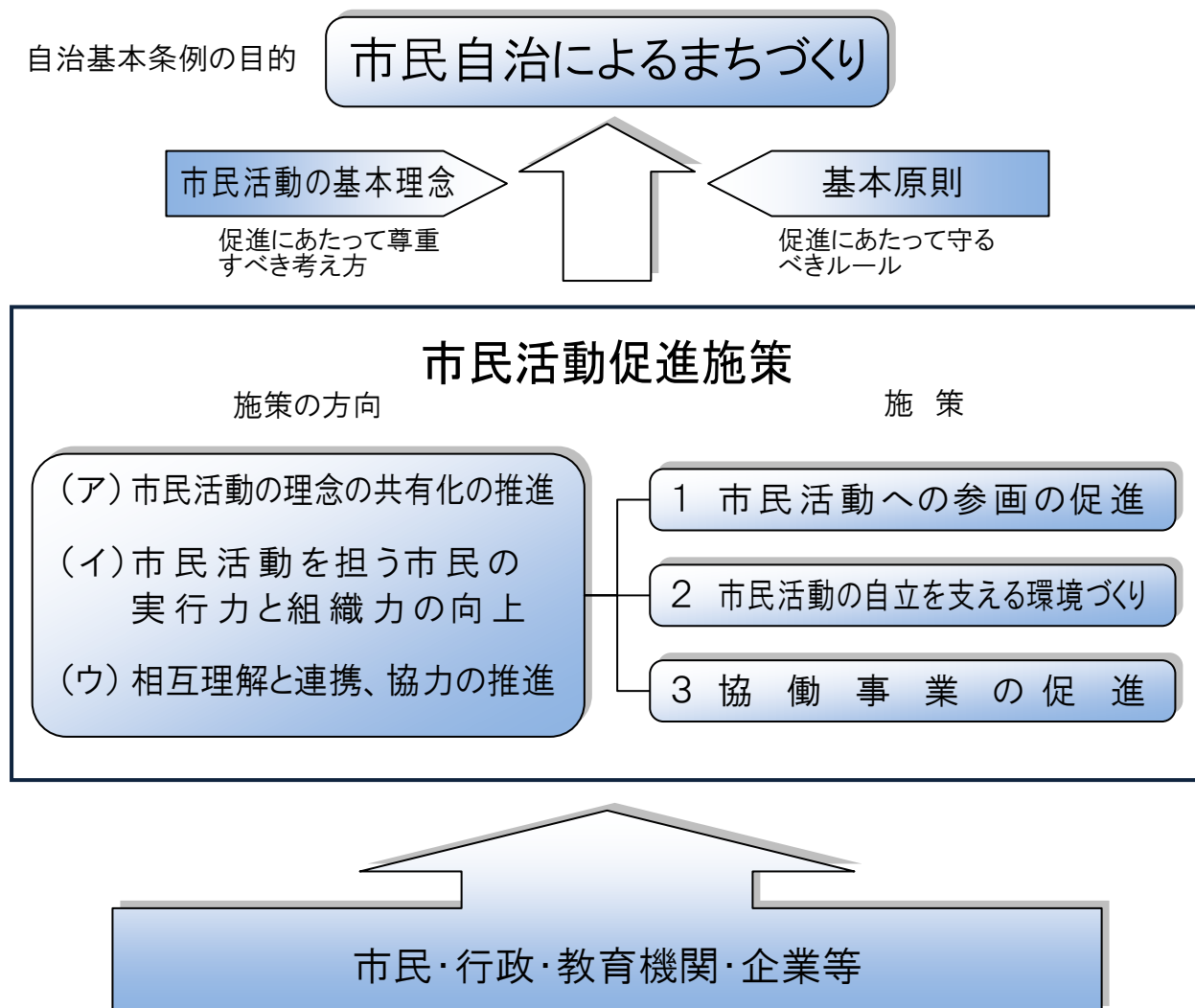
第4章 施策の体系

施策の体系化にあたっては、前章に掲げた課題 1 から 8 までを市民活動条例が対象とする3つの視点で整理することとしました。これらは、個々の視点で取り組むことも必要ですし、横断的、総合的に取り組むことも必要です。また、これらは、優先順位が付けられるものではなく、どれも並列で重要なものです。

1. 市民活動への参画の促進
2. 市民活動の自立を支える環境づくり
3. 協働事業の促進

具体的な施策の実施にあたっては、市民活動の自立性を尊重し、持てる人(行政)が持たない人(市民活動)に対して施すという意味での支援にならないような注意が必要です。

第1節 施策体系のイメージ図



第2節 市民活動への参画の促進

「市民活動」という言葉が、日常と異なる特別な活動を示す言葉と感じる方も多いようです。しかし、自分のまちを自分で良くしようという思いが、市民活動の始まりです。普段何気なく取り組んでいる、自治会、町内会の活動や、PTAの活動も、実は市民活動なのです。

市民活動の担い手となる市民が増えれば、より多くの社会的な課題を解決することができますし、市民活動に対する理解も進みます。そのためには、市民活動に対して、一人でも多くの市民が参加するための施策が重要です。まずは市民活動に興味・関心を持ってもらうこと、また、それを興味・関心で終わらせず、正しい理解を深め、活動への参加に結び付けることが必要です。

(1) 市民活動そのものを理解してもらうための取り組み

市民活動に全く関わりのない人の中には、「NPOはタダ」といった誤解や、「孤立無援で勝手なことをやっている」というマイナスイメージがあるのも事実です。それらを払しょくするために市民の意識改革として、ボランティアとNPOの違いや受益者負担の意識など、市民活動そのものを正しく理解してもらうための施策を進めます。

すでに市内において、様々な市民活動に取り組む団体があります。しかし、その活動内容や団体の存在は意外に知られていません。既に発信している市民活動団体の情報など、市民にとって分かりやすい情報発信に取り組みます。また、効果的な情報発信手段として、市民活動に関心のある市民が集まる市民活動センターの活用が必要です。市民活動センターが発行する情報紙への掲載など、市民活動センターが持つ情報発信手段を市民活動団体の情報発信に活用します。

情報の受発信には距離的や時間的な制約があります。市民に伝わる効果的な手段として、新たな紙媒体での発行やインターネットなど新たなメディアの活用について市民活動団体と協力し進めます。

優れた活動をしている個人や団体を認めることは、活動している人たちにとって更なるモチベーションにつながります。また、幅広い市民に対してのPRにもなり、活動が広がるきっかけにもなります。優れた活動をしている個人や団体を顕彰するしくみづくりについて、市民活動団体と市が連携、協力し、調査、研究を進めます。

(2) 市民活動の楽しさを知ってもらうための取り組み

自発的にまちづくりに関わる市民活動の楽しさを知ってもらうことができれば、市民活動への参加の第一歩を踏み出しやすくなります。市民活動に関心のある市民が社会(地域)の課題やまちづくりについて、理解を深め、気軽に話し合いできる環境整備に取り組みます。

市民活動への参加を効果的に促進するには、定年退職を迎えた世代や、若くて元気のある学生など市民の年代ごとに適した工夫が必要です。市民活動が市民の生きがいにつながるように活動の楽しさを伝える情報発信や講座を開催します。

第3節 市民活動の自立を支える環境づくり

市民活動団体が自立した組織運営をし、活動の発展的な継続や拡大をすることで、社会的な課題に対する活動の効果を高めることができます。

市民活動団体が持つ運営上の課題を解決し、団体が持つ力を十分に発揮できるようにすることが必要です。

ただし、市民活動団体が、促進の施策に依存し、自立性を損なうことがないよう配慮する必要があります。

(1) 優れた市民活動団体が市民の信頼を得られる取り組み

市民活動団体には、ボランティア同士の集まりから、法人格を持ち組織運営しているものまで、幅広い形態があります。また、活動の目的、分野、事業規模等も、団体によって大きく異なります。

「お金」という明確な基準で活動の成果を測りやすい営利企業と異なり、市民活動団体はその成果を示しにくいです。

市民活動団体が、自らの信用力を高めるため、市民の信用を獲得していくためには、一定の評価基準の中で団体がどの位置づけにあるかを明らかにする仕組みや、地域の公益のために活動する市民活動団体を見分けられる仕組みを、市民活動団体と市が連携、協力して調査、研究を進めます。

(2) 市民活動団体の運営を支援する取り組み

多くの市民活動団体では、マネジメントや事務処理について、十分なスキルを持った人材が不足しています。代表者のための組織のリーダーシップや経営のための知識の習得、団体スタッフやボランティアが必要とするスキルを向上させるなど市民活動団体の運営の支援を行います。

市民活動団体が求める運営の支援には、税務、労務や法規など専門的な知識が必要な場合もあります。市民活動団体が求める専門的な知識を調査し、そのニーズにあった専門家を派遣する支援が出来るように、市民活動団体と市が連携、協力して進めます。

市民活動団体にとり、寄付収入は重要な収入のひとつであり、市民が気軽にできる市民活動団体への支援です。市民が地域の課題解決のために活動する市民活動団体へ寄附をしたくなるような理解を進める啓発に取り組みます。また、NPO法人を含む公益活動法人の税制優遇制度が大きく変化しています。NPO法人の資金的支援につながる制度の周知に努め利用を促します。

(3) 市民活動団体のネットワークを広げる取り組み

これまで、様々な市民活動団体が情報交換できる場は少なく、他の団体の情報やその共有が進んでいませんでした。市民活動団体の活動の発表や、市民や多様な団体と意見交換や交流ができる場として、市民活動センターの活用を図り、また、市民活動団体と市が連携、協力し、インターネットなどの新しいツールを活用する仕組みづくりを進めます。

市民活動団体同士や、市民活動団体と企業・行政等が相互に連携・交流することにより、市民活動団体が抱える課題解決の糸口が見えたり、活動の幅が広がったりすることがあります。また、企業にとっては、社会貢献活動に取り組むきっかけが生まれたりすることもあります。市民活動に関する情報や活動に興味のある市民が集まる市民活動センターを中心に多様な団体と市民活動団体がつながる情報を発信し連携・交流を促します。

(4) 市民活動センターの効果的な運営

市民活動センターは、市民活動に関する情報発信や相談受付、講座の実施や施設の提供など、個々の団体の力が十分に発揮できるように支援を行っています。より多くの市民に支援が出来るように、市民活動センターの中間支援機能を高め中間支援団体やコーディネーターの育成を強化します。また、市民活動の拠点である市民活動センターのPRを行い、市民の利用を促します。

第4節 協働事業の促進

市民活動団体も、市も、地域の社会的な課題の解決を使命としています。それぞれ単独で取り組むよりも、相互に特長を生かし合い協働で事業を行うことによって、よりよい成果を挙げていくことが可能になります。

協働事業を行う際には、相互理解が不可欠です。特に市と市職員には、市民活動の特性を理解し、特長を生かしていく姿勢とそのための理解が求められる一方で、市民活動に携わる市民も、市の仕組みを理解するとともに、自らの活動が理解されるように努める必要があります。

また、市とは接点を持たずに活動する市民活動も少なくありません。そうした活動に対して、協働を強制しないような配慮も必要です。

(1) 協働事業提案制度の充実

協働事業提案制度が積極的に活用されるためには、お互いが提案しやすい制度でなければなりません。市民活動団体と行政の双方に活用を促すことはもちろんですが、活用しやすい提案制度であるために定期的な見直しを図ります。また、新しく協働事業を始めるだけでなく、一旦始まった協働事業を継続していくために市民活動団体を支援する仕組みづくりを進めます。

(2) 新しく協働を創出するための取り組み

協働事業を促進する方法は、協働事業提案制度だけではありません。市民活動団体が、市民、企業や市など多様な団体との接点を増やし、また、市民活動団体と市が連携、協力し、協働につながるきっかけ作りをするために、市民活動団体を市民に広く呼び掛け、協働事業そのものを知ってもらうイベント等の開催に向け取り組みます。

市民活動団体が計画する事業と、協働の相手先が取り組む計画や事業がかけ離れたものだった場合には、協働事業として提案しても、実現する可能性は限りなく低いでしょう。また、逆に計画に沿ったものであれば、相手先も取り組みやすいかもしれません。市民活動団体にとって、市が取り組みやすい相手先となるように、市の立案した計画などを市民活動団体がいつでも閲覧できるようにするなど情報提供に努めます。

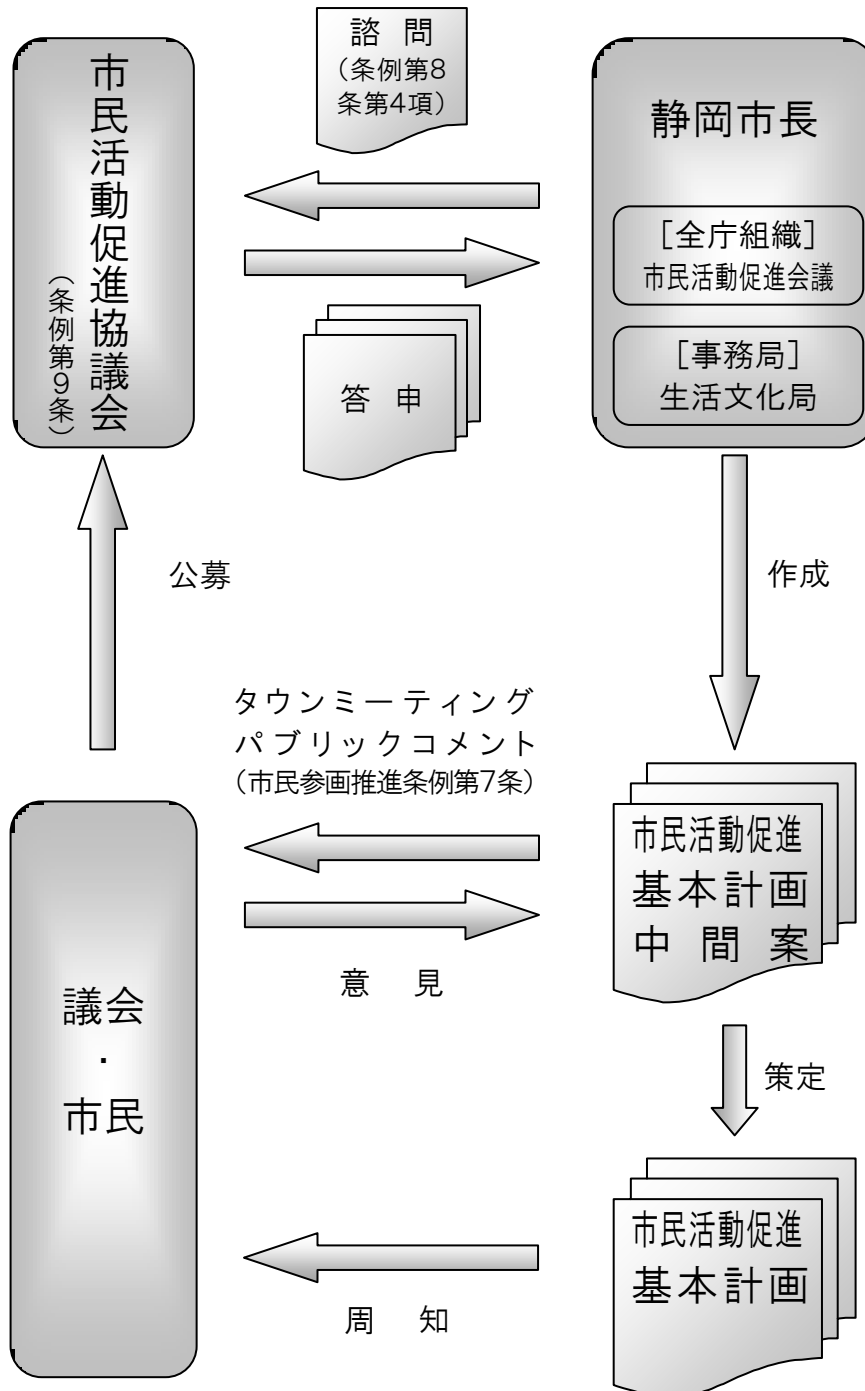
市民活動センターは、市民活動団体をつなぐ場でもあります。市民活動センターが市民活動団体同士の交流の機会を多く設け、協働の窓口となるように市民活動センターの協働事業の促進機能を強化します。

資料

資料

1. 策定体制

この計画の策定にあたっては、次のような体制で取り組みました。



2. 静岡市市民活動促進協議会

■平成 23 年度 静岡市市民活動促進協議会 委員名簿

No.	氏 名	役 職	区 分	所 属
1	青 木 茂		公 募 委 員	NPO 法人グリーエネルギーしずおか理事長
2	大 島 道子		学 識 経 験 者	静岡英和学院大学人間社会学部教授 NPO 法人学びの広場代表理事
3	大西 富士夫	会 長	学 識 経 験 者	海洋政策研究財団政策研究グループ研究員
4	小野寺 郷子	副会長	市 民 活 動 団 体	しずおかNPO市民会議代表
5	五 味 響子		市 民 活 動 団 体	しずおか流域ネットワーク副会長
6	今 場 基 浩		学 識 経 験 者	静岡県中部地区 SOHO 推進協議会インキュベーションマネージャー
7	瀧 戸 緯 夫		市 民 活 動 団 体	有度地区自治会連合会長 有度馬走一里山自治会長
8	田 中 知 子		公 募 委 員	しずおかおはなし会ネットおはなしききたい代表 青空おはなしヤマヤマ代表
9	服 部 和 博		公 募 委 員	NPO 法人自然環境復元協会会員 清水区蒲原西町自治会会長
10	星 野 知 己		市 民 活 動 団 体	NPO 法人 b e - c l u b 副理事長
11	前 山 亮 吉		学 識 経 験 者	静岡県立大学国際関係学部教授
12	八 木 由 紀		公 募 委 員	伝統文化継承サークル代表

(五十音順)

■会議

開催日(平成 23 年)	回 数	議 題
8 月 1 日 (月)	第 1 回	・基本計画の体系、・策定スケジュールについて ・静岡市の市民活動の課題について
9 月 22 日 (木)	第 2 回	・各種調査について ・市民活動を促進するための必要な施策について
8 月 29 日 (水)	第 3 回	・答申素案について
12 月 9 日 (金)	第 4 回	・答申案について
12 月 28 日 (水)	第 5 回	・答申

■メールリングリスト

静岡市市民活動促進協議会では、上記の会議のほか、メールリングリスト(参加者全員を特定の電子メールアドレスに登録することにより、そのアドレスに届いた電子メールを参加者全員に送付するシステム)によって、連絡を行いました。

3. 静岡市の市民活動関連施策の経緯

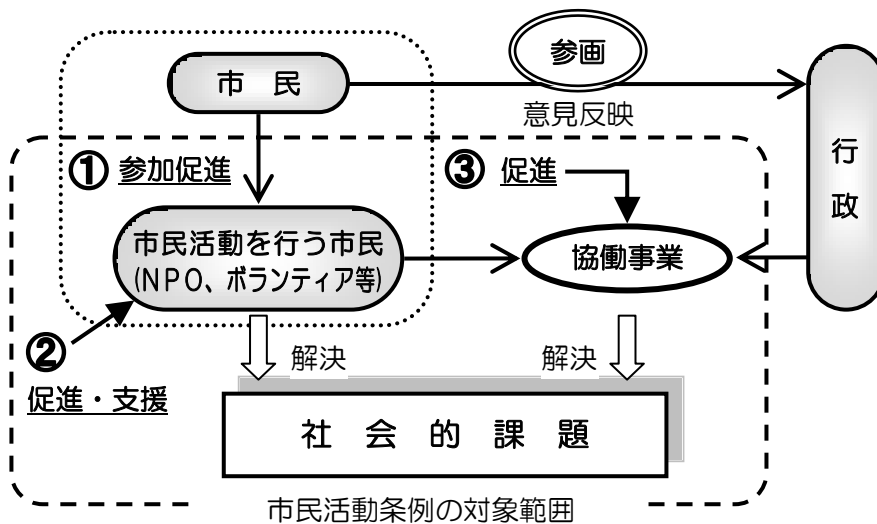
- 平成 14 年 4 月 (仮称)市民活動基本指針の策定に向けて、静岡市市民活動懇話会(旧静岡市:市民生活課)を設置。旧清水市からも委員及び事務局参加。
- 平成 14 年 5 月 清水駅西地区市街地再開発内(旧清水市辻一丁目)に、清水 NPO・ボランティア市民センター(旧清水市:企画調整課)を暫定的に整備。
- 平成 15 年 4 月 ---旧静岡市と旧清水市が合併し、新静岡市が誕生---
- 静岡市市民活動推進協議会を設置。
市民生活政策課にNPO・ボランティア担当(3名)を設置。
- 平成 15 年 5 月 静岡市市民活動懇話会が「市民活動基本指針策定に向けた提言～キックオフ静岡!市民都市宣言」を、静岡市長に提言。
- 平成 16 年 3 月 「市民活動と行政の協働のための基本指針」策定。
- 平成 16 年 10 月 清水 NPO・ボランティア市民センターの運営団体を公募し、応募 5 団体の中からオープンスペース・清水ネット(任意団体)を選定、委託。
- 平成 17 年 3 月 「職員のためのNPOと行政の協働事業推進マニュアル」策定。
- 平成 17 年 4 月 ---政令指定都市となる---
- 静岡県から権限の委譲を受け、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人認証事務を開始(市町村としては全国初)。
- 平成 17 年 7 月 「静岡市市民活動協働市場要綱」施行。
- 平成 18 年 10 月 清水 NPO・ボランティア市民センターを廃止し、港町第二地区再開発ビル・キラシティ内(清水区港町二丁目)に清水市民活動センターを開設。指定管理者を公募し、特定非営利活動法人清水ネットを選定、指定。
- 平成 18 年 11 月 「(仮称)市民活動促進条例」中間案を公表。「(仮称)市民参画推進条例」(都市経営課)と共にパブリックコメントとタウンミーティングを実施。
- 平成 19 年 4 月 「静岡市市民活動の促進に関する条例」を施行。
- 平成 19 年 12 月 静岡市市民活動促進協議会が「市民活動の促進の基本となる計画について」を、静岡市長に答申。
- 平成 20 年 3 月 第1次市民活動促進基本計画の策定。
- 平成 21 年 10 月 旧一番町小学校を改装し、1・2階に番町市民活動センターを開設。指定管理者を公募し、特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会を選定、指定。
- 平成 22 年4月 清水市民活動センターの指定管理期間の終了に伴い、指定管理者を公募。NPOサポート・しみずを選定、指定。
- 平成 23 年 12 月 静岡市市民活動促進協議会が第2次市民活動基本計画の基となる「市民活動の促進の基本となる計画について」を、静岡市長に答申。

4. 自治基本条例の中での位置づけ～市民活動と市民参画の違い

市は、平成 19 年 4 月 1 日、静岡市市民活動の促進に関する条例(以下「市民活動条例」という。)とともに、静岡市市民参画の推進に関する条例(以下「市民参画条例」という。)を施行しました。この2つの条例は、静岡市自治基本条例が目指す「市民自治によるまちづくり」を実現するための手段を定めた条例として、車の両輪に位置づけられるものです。

市民参画とは、「市政に関する施策に市民の意見等を反映するため、施策の立案、実施及び評価の一連の過程において、市民が主体的に様々な形でかかわること」をいいます(市民参画条例第 2 条)。そして、その市民参画の権利は、静岡市自治基本条例第 10 条によって、すべての市民に保障されています。(静岡市自治基本条例第 10 条「市民は、市政に関する施策の立案、実施及び評価の各段階において、別に条例で定めるところにより、これらに参画する権利を有する。」)

一方、市民活動は、「市民が営利を目的とせず、社会的課題の解決に取り組む公益のための活動」のことを指しています(市民活動条例第 2 条)。条例の名称が促すという意味の「促進」となっていることからわかるように、すべての市民に市民活動を義務づけるものではなく、「市民一人ひとりの市民活動への参画」、「市民活動の自立を支える環境づくり」、「協働事業の促進」(以上、市民活動条例第 8 条第 3 項)を進めることが条例の趣旨になっています。



5. 条例、統計資料等

(1) 静岡市市民活動の促進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市民活動の基本理念及びその促進に関する基本原則を定め、市民活動に係る市民及び市の責務を明らかにするとともに、市民活動を総合的かつ計画的に促進するための基本的事項を定めることにより、市民が相互の交流と理解を通じて、自らの意思により主体的に活動し、社会的課題の解決に貢献することができる社会の実現を図り、もって市民自治によるまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (2)市民活動 市民が営利を目的とせず、社会的課題の解決に取り組む公益のための活動であって、次のいずれにも該当しないものをいう。
ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (3)市民活動団体 市民活動を行うことを主たる目的とし、市民活動を継続的に行う団体をいう。

(市民活動の基本理念)

第3条 市民活動の基本理念は、次に定めるとおりとする。

- (1)市民活動は、国及び地方公共団体の活動又は営利を目的とした活動によつては解決できない社会的課題を解決する役割を果たすものとする。
- (2)市民活動は、市民が対話を通じて、相互に価値観を尊重し行うものとする。
- (3)市民活動は、人種、信条、性別、年齢及び社会的・身体的状況等が多様な市民の参画によって、自ら意見を述べる意思又は機会のない者が抱える問題を取り上げ、見過ごされやすい社会的課題の解決に貢献するものとする。
- (4)市民活動は、参画した個人自身に精神的充実及び人間的成長をもたらすものとする。

(市民活動の促進に関する基本原則)

第4条 市民活動の促進の基本原則は、次に定めるとおりとする。

- (1)市民活動を行う市民の自主性、先駆性及び創造性を尊重するものであること。
- (2)市民相互及び市民と市の対等な関係を尊重するものであること。
- (3)市民相互及び市民と市の間の理解を深めるものであること。
- (4)市民活動に関する情報を公開し、及び共有するものであること。

(市民及び市の責務)

第5条 市民及び市は、市民活動に対する市民の自発的な参画の促進に努めなければならない。

- 2 市民及び市は、市民が精神的及び経済的に自立した市民活動を継続して行うための環境づくりに努めなければならない。
- 3 市民及び市は、市民相互及び市民と市の間の意見交換その他の交流の促進に努めなければならない。

(協働事業)

第6条 市民及び市は、市民活動のより効果的な促進を図るため、それぞれ自らの果たすべき役割及び責務を自覚して、自主性を相互に尊重しながら、協力し合い、又は補充し合つて行う事業(以下「協働事業」という。)の創出に努めなければならない。

- 2 市は、市の事業のうち市民の知識を生かし、又は市民が参画することにより効果的に実施することができるものを協働事業として実施するよう努めなければならない。

(相互提案)

第7条 市は、協働事業の創出のため、市民活動団体及び市が協働事業について相互に提案を行うための仕組みを整備しなければならない。

- 2 市民活動団体及び市は、前項の仕組みを積極的に活用するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第8条 市長は、市民活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、市民活動の促進の基本となる計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1)市民活動の促進に関する基本的な考え方に関すること。
- (2)市民活動の促進に関する基本的な施策に関すること。
- (3)前2号に掲げるもののほか、市民活動の促進に関する重要な事項
- 3 前項の場合において、同項第2号の基本的な施策に関しては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1)市民一人ひとりの市民活動への参画に関すること。
 - (2)市民活動の自立を支える環境づくりに関すること。
 - (3)協働事業の促進に関すること。
 - (4)前3号に掲げるもののほか、市民活動の促進のために必要な事項
- 4 市長は、基本計画の策定に当たっては、市民の意見を聴取し、これを基本計画に反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、次条に規定する静岡市市民活動促進協議会の意見を聴かななければならない。
- 5 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 6 前2項の規定は、基本計画の変更の場合について準用する。

(静岡市市民活動促進協議会の設置)

第9条 市民活動を促進するため、静岡市市民活動促進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第10条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、及び審議する。

- (1)協働事業の促進に関すること。
- (2)基本計画の策定、進捗管理及び変更に関すること。
- (3)前2号に掲げるもののほか、市民活動の促進に係る重要な事項(組織)

第11条 協議会は、委員12人以内をもって組織する。

(委員)

第12条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1)学識経験がある者
- (2)市民活動団体に所属している者
- (3)市民
- (4)前3号に掲げる者のほか、市長が適当であると認める者

2 市長は、前項第3号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長は、協議会の会議の議長となる。

5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

5 協議会の会議は、原則として、公開とする。

(庶務)

第15条 協議会の庶務は、生活文化局において処理する。

(協議会の運営に関する委任)

第16条 第9条から前条までに規定するもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(2) 統計資料

■市民活動団体等との協働事業の状況調査報告書(平成15年度から毎年)

ア 調査の目的

本市の各事業における市民活動団体との協働状況について、その実態と行政からみた期待や課題、協働事業促進の進捗状況等を把握し、協働を促進することを目的とする。

イ 調査方法: 庁内全課及び主要施設に対し、調査票を送付・回収。

ウ 調査日程: 毎年度7月頃

■平成23年度市政アンケートモニター調査(前回は平成18年度に市民意識調査を実施)

ア 調査の目的: 市民活動の促進に対する市民の意識や市民活動団体の認知度等を調査することを目的とする。

イ 調査方法: 20歳以上の市民の中から100名を募集し、市政の課題について、インターネットで回答していただくアンケートを実施

※広報課が毎年実施している市民アンケートモニター制度により実施。

ウ 調査日程: 平成23年8月2日から8月16日まで

■平成23年度 静岡市内の市民活動団体実態調査報告書

ア 調査の目的

市民活動の促進施策の実施にあたり、市民活動団体の実態を把握することを目的とする。

イ 調査方法: 平成23年度市民活動団体名簿への登載団体781団体に対し、例年の登録内容の更新確認に合わせて調査票を郵送し、FAX等で回収。

ウ 調査日程: 平成23年4月13日から5月30日まで

6. 用語の定義

■ 市民活動

市民が営利を目的とせず、社会的課題の解決に取り組む公益のための活動(ただし、政治上の主義や宗教の教義を広めることを主たる目的とする活動などは含みません)のことをいいます。

なお、これらの活動には、個人によるもの、グループや団体など組織によるものなどがあり、市民活動を主たる目的とする市民活動団体だけでなく、企業や地縁団体などによる活動も含まれます。

■ 市民活動団体

市民活動を行うことを主たる目的とし、市民活動を継続的に行う団体をいいます。→NPO/NPO法人

■ NPO/NPO法人

NPOは、Non Profit Organization(=民間非営利組織)の略で市民活動団体と同義です。

なお、NPOの内、特定非営利活動促進法により認証を受け登記した団体がNPO法人(特定非営利活動法人)です。→市民活動団体

■ NGO

NGOとは、Non-governmental Organization(非政府組織)の略称で、NGOは開発、貧困、平和、人道、環境等の地球規模の問題に自発的に取り組む非政府非営利組織を指すのに使われています。日本では、海外の課題に取り組む活動を行う団体をNGO、国内の課題に対して活動する団体をNPOと呼ぶ傾向にあるようです。(外務省ホームページより)。

■ 公益/共益

公益が広く社会一般の利益のことを指すのに対し、共益は会員同士の親睦や互助など会員の共通の利益のことを指します。

■ ボランティア

自発的に市民活動に参加する人のことをいいます。一般的に、その特性は「ボランティアの四原則:自発性、社会性、先駆性、無報酬性」として表すことができます。

■ 中間支援(団体)

広く市民活動の促進を目的とし、様々な分野の市民活動団体のサポートや団体間のネットワーク促進、市民活動に関わる社会環境についての調査・研究・提言などを行うことを中間支援といい、中間支援を主な目的とする団体のことを中間支援団体といいます。

■ 地縁団体

一定の区域に住んでいる人で構成される団体で、自治会や町内会などのことをいいます。一般的に共益団体とされていますが、環境保護活動や地区まつりなど地区住民以外の市民にも広く開かれた活動に取り組むことも多く、本市では市民活動団体に含んでいます。

■ ガバナンス

市民活動団体を会員が管理することをいいます。具体的には、定款・会則などの運営ルールが定められ、総会・役員会などの意思決定・執行機関が機能するとともに、前提となる情報公開・共有が行われていることを指します。

■ ワークショップ

会議のテーマについて、ファシリテータの進行のもとに、共同作業を通じて、多様な参加者の意見等を引き出すとともに、その意見等について一定の方向性を見いだすための会議のことをいいます。

■ ファシリテータ

中立的な立場から参加者の発言を促進し、より多くの参加者が議論に参加できるよう、会議の進行をする人のことをいいます。

■ 市民参画

市政に関する施策に市民の意見等を反映するため、施策の立案、実施及び評価の一連の過程で、市民が主体的に様々な形でかかわることをいいます。

■ 協働/協働事業

社会的な課題を、社会全体の中で市民一人ひとりと行政がそれぞれ分担することを「協働」といい、具体的な個別の課題について、それぞれ自らの果たすべき役割及び責務を自覚して、自主性を相互に尊重しながら、協力し合い、又は補完し合って行うものを「協働事業」といいます。

■ パブリックコメント(市民意見提出手続)

条例や計画の策定、大規模施設の建設等の際、その趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く市民の意見等を求める方法のことをいいます。

■ タウンミーティング(意見交換会)

条例や計画の策定、大規模施設の建設等の際、その趣旨、内容その他必要な事項を説明し、それに対する市民と市の意見交換を通じて、市民の意見等を聴取するための集会のことをいいます。